

# 地域型保育事業者募集要項（Ver.1）

（令和2年4月1日開所分）

令和元年6月

福岡市こども未来局



## 目 次

- 1 地域型保育事業・地域型保育給付について（P2）
- 2 今回募集を行う地域型保育事業（P3）
- 3 開所時期（事業開始時期）（P3）
- 4 公募期間（P3）
- 5 募集定員（P3）
- 6 応募資格（P3）
- 7 保育内容等について（P3）
- 8 各事業の認可基準（最低基準）等（P4）
- 9 特定地域型保育事業者の運営基準（P7）
- 10 留意事項（P8）
- 11 認可申請者の要件について（P9）
- 12 公定価格について（P11）
- 13 補助金について（P11）
- 14 募集地域について（P12）
- 15 事業者の選定（P12）
- 16 認可までのスケジュール（P15）
- 17 失格事項等（P15）
- 18 事業の提案、開始、実施にあたっての留意事項（P15）
- 19 申請書の提出等について（P16）
- 20 書類の提出先・問い合わせ先（P17）

## 1 地域型保育事業・地域型保育給付について

### (1) 地域型保育事業とは

地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の総称で、地域型保育事業の認可は市町村が行うこととされており、国が定める基準を踏まえて市町村が認可基準を条例で定めています。

### (2) 地域型保育給付とは

子どもが、市の認可・確認を受けた地域型保育事業所を利用した場合、地域型保育給付の対象となります。

- ①地域型保育事業を利用できるのは、市町村の支給認定を受けた子ども（福岡市内の地域型保育事業所においては、福岡市に住民登録がある子どもに限る。（事業所内保育事業の「従業員枠」を除く。））
- ②地域型保育事業の利用調整は市が行う。（事業所内保育事業の「従業員枠」を除く。）
- ③保育の提供に関する契約は、事業所と保護者との直接契約
- ④利用者負担額（保育料）は、保護者世帯の所得（市民税額）に応じて市が金額を決定し、保護者が事業所に支払う。
- ⑤公定価格から利用者負担額を差し引いた「地域型保育給付費」を市が事業所に支払う。  
※地域型保育給付費は、本来、保護者への個人給付ですが、事業所が代理受領することになっています。（法定代理受領）

### (3) 支給認定区分、保育必要量

地域型保育事業を利用するのは、3号認定の子どもで、次の保育必要量が認定されます。

- ・保育標準時間認定の子ども（最長1日あたり11時間利用）
- ・保育短時間認定の子ども（最長1日あたり8時間利用）

### (4) 支給認定及び利用申込の手続きについて

地域型保育事業所を利用し、保護者が市から地域型保育給付費を受けるためには、市の支給認定を受ける必要があります。

市は、保護者から支給認定申請を受けたら、要件（住民登録、年齢、保育の必要性の事由）を確認したうえで、支給認定を行い、利用者負担額（保育料）を決定します。

また、保育が必要な子どもの施設・事業所の利用は市町村が調整を行うこととされており、福岡市では、支給認定申請と同時に利用の申込を受け、市が利用調整を行い、保護者に通知します。地域型保育事業において、事業者が独自に利用者を選考・入所させることはできません（事業所内保育事業の「従業員枠」は除く。）。

## 2 今回募集を行う地域型保育事業

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業

## 3 開所時期（事業開始時期）

令和2年4月1日（原則）

## 4 公募期間

令和元年6月25日（火）～8月2日（金）

## 5 募集定員

100人程度

※整備予定地域における応募状況や予算等を踏まえて選定を行いますので、定員が増減する場合があります。

## 6 応募資格

ページに示す「認可申請者の要件について」を満たす、社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有する者とします。

## 7 保育内容等について

①開所時間 午前7時から午後6時まで

（夜間保育を実施する場合は、午前11時から午後10時まで）

保育短時間の保育時間 開所時間の中で8時間を事業所ごとに設定する。

（例：午前9時から午後5時までなど）

②開所日 月曜日から土曜日

休所日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

※休日に開所し、保育を行うことも可能です。

③対象児童 0歳児（生後3か月経過後）～2歳児で保育を必要とする子ども

（福岡市から満3歳未満保育認定（3号認定）を受けている子ども）

④定員構成 原則、0歳児～2歳児までの全ての児童を受け入れること。

⑤保育所保育指針に準じて保育を提供すること。

⑥障がい児保育事業を行うこと。

## 8 各事業の認可基準（最低基準）等

各事業の認可基準は「福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例」で定めています。

また、市から地域型保育給付を受ける地域型保育事業者（特定地域型保育事業者）が従うべき運営の基準を「福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営の基準を定める条例」で定めています。

事業の実施にあたってはこれらの条例及び関係法令を遵守する必要があります。

以下に各基準の概要をお示しします。

### (1) 家庭的保育事業

利用定員：5人以下

#### ●基準の主な内容

主な項目		主な内容
職員配置	保育従事者 (資格要件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育者…県及び市が行う研修を修了した保育士</li> <li>・家庭的保育補助者…県及び市が行う研修を修了した者</li> </ul>
	職員配置数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児3人につき家庭的保育者1人を配置</li> <li>・家庭的保育補助者を置く場合は、0～2歳児5人につき家庭的保育者1人及び家庭的保育補助者1人を配置</li> </ul>
	調理員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合や連携施設等から搬入する場合は置かないことができる。</li> </ul>
	嘱託医	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置する。</li> </ul>
設備基準	保育を行う専用居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9.9㎡以上 (保育を行う子どもが3人を超える場合は、1人につき3.3㎡を追加)</li> </ul>
	調理設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する。</li> </ul>
	庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳児1人につき3.3㎡以上</li> <li>※付近の代替地可</li> </ul>
運営基準	食事の提供方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事を提供することとし、自園調理を原則とする。</li> <li>ただし、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。</li> </ul>
	連携施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定する。</li> </ul>

## (2) 小規模保育事業

利用定員：6人以上 19人以下（C型は6人以上 10人以下）

### ●基準の主な内容

主な項目		主な内容		
		A型	B型	C型
職員配置	保育従事者 (資格要件)	・保育士	・保育士 ・保育従事者(*1)	・家庭的保育者(*2) ・家庭的保育補助者(*3)
	配置職員数	・0歳児 3人につき保育士1人 ・1～2歳児 6人につき保育士1人 ※上記に加えて1人を追加で配置。	・小規模保育事業A型と同様とし、1/2以上は保育士とする。	・家庭的保育事業と同様
	調理員	・置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合や連携施設等から搬入する場合は置かないことができる。		
	嘱託医	・配置する。		
設備基準	乳児室又はほふく室	・0～1歳児：1人につき3.3㎡以上		
	保育室又は遊戯室	・2歳児1人につき1.98㎡以上	・2歳児1人につき3.3㎡以上	
	調理設備	・設置する。		
	屋外遊戯場	・2歳児1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可		
	建物	・保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。		
	階段	・保育室等を2階以上に設ける場合は、福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第29条第7号イに掲げる要件に該当する施設又は設備が設けられていること。		
運営基準	食事の提供方法	・食事を提供することとし、自園調理を原則とする。ただし、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。		
	連携施設	・設定する。		

保 育 従 事 者(\*1)…県及び市が行う研修を修了した者

家 庭 的 保 育 者(\*2)…県及び市が行う研修を修了した保育士

家 庭 的 保 育 補 助 者(\*3)…県及び市が行う研修を修了した者

### (3) 事業所内保育事業

#### ●基準の主な内容

主な項目		主な内容																									
		定員20人以上（保育所型）	定員19人以下（小規模型）																								
利用定員	利用定員の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>下表のとおり，利用定員に応じて一般の保育を必要とする子どもの定員枠（下表の数以上の枠）を設定する。</li> </ul>																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>一般の保育を必要とする子ども（内数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	一般の保育を必要とする子ども（内数）	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上
利用定員数	一般の保育を必要とする子ども（内数）																										
1人以上5人以下	1人																										
6人以上7人以下	2人																										
8人以上10人以下	3人																										
11人以上15人以下	4人																										
16人以上20人以下	5人																										
21人以上25人以下	6人																										
26人以上30人以下	7人																										
31人以上40人以下	10人																										
41人以上50人以下	12人																										
51人以上60人以下	15人																										
61人以上70人以下	20人																										
71人以上	20人																										
職員配置	保育従事者（資格要件）	・保育士	・保育士 ・保育従事者(*1)																								
	配置職員数	・保育所基準と同様	・小規模保育事業A型・B型と同様																								
	調理員	・置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する場合や連携施設等から搬入する場合は置かないことができる。																									
	嘱託医	・配置する。																									
設備基準	乳児室又はほふく室	・0～1歳児1人につき3.3㎡以上																									
	保育室又は遊戯室	・2歳児1人につき1.98㎡以上																									
	調理室等	・調理室を設置	・調理設備を設置																								
	屋外遊戯場	・2歳児1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可																									
	建物	・保育室等を2階以上に設ける建物は，建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。																									
	階段	・保育室等を2階以上に設ける場合は，福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第44条第7号イ（第29条第7号イ）に掲げる要件に該当する施設又は設備が設けられていること。																									
運営基準	食事の提供方法	・食事を提供することとし，自園調理を原則とする。ただし，調理業務の委託，連携施設等からの搬入は可能。																									
	連携施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>設定する。</li> <li>※連携施設の役割のうち，「集団保育を体験させるための機会の設定等，保育の内容に関する支援」「代替保育等の提供に関する連携協力」については求めることを要しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設定する。</li> </ul>																								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>保育の提供終了時における保育の提供に関する連携協力は，一般の保育を必要とする子どもについてのみ求める。</li> </ul>																									

保育従事者(\*1)…県及び市が行う研修を修了した者



## 9 特定地域型保育事業者の運営基準

確認を受けた地域型保育事業者を「特定地域型保育事業者」と呼び、認可の基準とは別に、特定地域型保育事業者が従うべき運営基準を定めています。

### ●基準の主な内容

主な項目	主な内容
利用定員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設・事業所ごと               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所，認定こども園：20人以上</li> <li>・小規模保育事業所A型，B型：6人以上19人以下</li> <li>・小規模保育事業所C型：6人以上10人以下</li> <li>・家庭的保育事業：5人以下</li> </ul> </li> <li>○定員を定める場合の区分               <ul style="list-style-type: none"> <li>①保育を必要としない3～5歳児</li> <li>②保育を必要とする3～5歳児</li> <li>③保育を必要とする1～2歳児</li> <li>④保育を必要とする0歳児</li> </ul> </li> </ul>
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用申込者に対する重要事項の説明，提供開始の同意</li> <li>○応諾義務，公正な選考</li> </ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園教育要領，保育所保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育の提供</li> <li>○差別的取扱いの禁止，虐待等の禁止等</li> <li>○利用者負担額等の受領等 ※次ページ参照</li> </ul>
運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営規程の制定（運営方針，職員数，教育・保育の提供日・時間，利用者負担等）</li> <li>○守秘義務，事故発生の防止，事故発生時の対応，苦情解決等</li> <li>○連携施設の確保</li> </ul>

## 10 留意事項

### (1) 連携施設とは

次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。

- ①乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な保育の相談、助言等に関する支援を行うこと。
- ②必要に応じて代替保育（職員の病気等により保育を提供することができない場合に、代わって提供する保育）を提供すること。
- ③保育の提供を受けていた乳幼児の保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

#### 【留意事項】

- ・③の連携協力を行うため、連携施設においては、連携する地域型保育事業所の2歳児の定員（受入児童数）分の3歳児の枠を確保してください。
- ・連携施設を幼稚園とする場合には、保育を必要とする子どもが利用することを考慮し、夏季休業中等を含め、預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型））を確実に実施している幼稚園としてください。

### (2) 給食を搬入することが可能な「連携施設等」とは

- ①連携施設
- ②当該家庭的保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- ③学校給食法に規定する義務教育諸学校又は共同調理場（離島などの地域であって、i）、ii）の施設を確保することが著しく困難であると市が認める場合に限る。）

### (3) 設備について

調理室（調乳スペースを含む）、保育室、便所は衛生面を考慮し、別の区画とするよう努めてください。調理設備の設置場所については、児童が入れないようにしてください。

調理設備として、手洗設備、シンク、コンロ、オープンレンジ、冷凍冷蔵庫、食器消毒保管庫等を設置するよう努めてください。

便所内には、こども用便器、大人用便器、沐浴設備等、おむつ交換台、汚物流し等、手洗設備等を設置するよう努めてください。保育室内には、手洗設備を設置するよう努めてください。

**※消防設備の設置が必要になる場合がありますので、管轄の消防署にご相談ください。**

### (4) 階段について

2階以上に保育室等を設置する場合、常用階段の他に、屋外階段等の避難用の設備等が必要となります。必ず、「福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例」を確認してください。

### (5) 嘱託医について

事業者として選定された後、認可申請をするまでに嘱託医を設定してください。

### (6) 事業所内保育事業について

「一般の保育を必要とする子ども」の人数については、最低限の受入人数であるため、記載している以上の人数を受け入れることは可能です。

## 11 認可申請者の要件について

児童福祉法の規定では、地域型保育事業の認可について審査するにあたって、認可基準に適合するかを審査するほか、児童福祉法に定める要件を満たすか審査することとされています。

このうち、児童福祉法第34条の15第3項第4号に規定する事項（欠格事項）はすべての申請者に適用されますが、申請者が社会福祉法人又は学校法人以外の場合は、さらに同条同項第1号から第3号に規定する要件を満たす必要があります。

申請者別の満たすべき要件は、以下のとおりとします。

項目	要件	社会福祉法人 又は学校法人	左記以外
必要な経済的基礎があること	【1-1】 認可を希望する地域型保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。	○	○
	【1-2】 次に掲げる①又は②のいずれかを満たすこと。 ①地域型保育事業の経営を行うために直接必要な物件について、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 ②不動産の貸与を受けて地域型保育事業所を設置する場合、以下のア～ウのいずれかを満たすこと。 ア 貸与を受けた土地又は建物について地上権又は賃借権を設定し、かつ登記していること。 イ 建物の賃貸借契約の賃貸借期間が10年以上とされていること。 <b>例：令和2年4月1日（開所時期）～令和12年3月31日</b> ウ 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。	○	○
	【1-3】 不動産の貸与を受けて地域型保育事業所を設置する場合、以下の①～④のいずれも満たすこと。 ①賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。 ②安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ③②とは別に、1年間の賃借料に相当する額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。 ④賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。	○	○

項目	要件	社会福祉法人 又は学校法人	左記以外
	<p>【1-4】 財務内容が適正であること。(少なくとも、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、直近の会計年度において、当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。)</p>	—	○
社会的信望を有すること	<p>【2-1】 地域型保育事業等の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。））が社会的信望を有すること。</p>	—	○
社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること	<p>【3-1】 次に掲げる①及び②をいずれも満たすか、③を満たすこと。 ①実務を担当する幹部職員が保育所、保育所以外の児童福祉施設及び幼稚園において2年以上勤務した者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。 ②社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準じるものを含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（地域型保育事業の運営に関し、当該地域型保育事業所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。 ③経営者に、保育サービスの利用者（これに準じるものを含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。</p>	—	○
欠格事項	<p>【4-1】 児童福祉法第34条の15第3項第4号に規定する事項に該当しないこと。</p>	○	○

## 12 公定価格について

公定価格とは教育・保育に要する費用で、地域型保育事業所の運営に充てるものです。公定価格から利用者負担額を差し引いた額が地域型保育給付費となります。

$$\text{※公定価格} = \text{利用者負担額} + \text{地域型保育給付費}$$

### 【参考】

内閣府のホームページに、

「子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（平成29年度版）」が提示されていますので、試算などにご活用ください。

(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>)

## 13 補助金について

小規模保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用に対する補助制度があります。

設備整備及び改修整備等にかかる費用のうち、補助対象経費(※1)と補助基準額(上限3,200万円)を比較し、低い金額の3/4が補助額となります(※2)。

なお、家庭的保育事業と事業所内保育事業に対する設備整備及び改修整備等にかかる補助制度はありません。

<例>

補助基準額 (上限)	補助対象経費	補助基準額	補助額	事業者負担額
3,200万円	1,000万円	1,000万円	750万円	250万円
3,200万円	4,000万円	3,200万円	2,400万円	1,600万円

(※1) 補助金には対象となる経費と対象とならない経費(消耗品費等)があります。

(※2) 今回の公募にかかる提出書類である工事費、設計費、備品購入費等の概算見積書のうち、補助対象経費が減額となった場合、補助額が減額となることがあります。

## 14 募集地域について

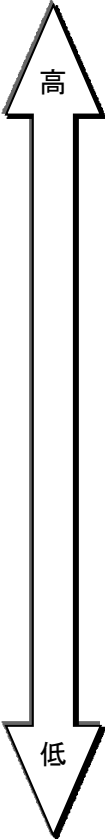
今回の公募対象区域は以下の区域を対象とします。各小学校の通学区域については、福岡市教育委員会のホームページ（下記URL）をご参照ください。

(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/tsuugaku/ed/area/tsugaku.html>)

なお、事業所内保育事業については、市内全域を対象とします。

### (1) 優先度について

下表の通り、公募対象区域ごとの優先度を定めます。



優先度	地域	小学校区
A	井尻・日佐	宮竹, 高木, 横手, 日佐, 弥永, 弥永西
B	堤	長尾, 堤丘, 南片江, 堤
C	香椎・香住ヶ丘	香椎東, 香椎下原
	野多目・花畑	野多目, 東花畑, 花畑, 老司, 鶴田, 柏原
D	箱崎・馬出	馬出, 筥松, 東箱崎, 松島
	長住	長丘, 西花畑
E	名島・千早・IC	若宮, 城浜, 舞松原, 香椎浜, 千早西, 香陵

## 15 事業者の選定

### (1) 選定期間

令和元年9月下旬頃（予定）

### (2) 事業者の選定方法等

#### ① 選定の流れ

地域型保育事業者の選定に当たっては、有識者で構成する専門部会の審議を経て、市が選定を行います。選定は、書類審査、現地確認及びヒアリングにより行います。選定の結果、該当者なしとする場合もあります。

専門部会のヒアリングは、8月下旬の開催を予定しております。

ヒアリングには、応募法人の代表者及び施設長予定者の出席が必要となります。

## ②専門部会における審議項目

### ア 運営法人について

(ア) 法人の概要・地域型保育事業運営希望理由

(イ) 保育事業の実績

### イ 事業計画について

(ア) 施設長の資質

(イ) 運営方針，保育目標，保育理念

(ウ) 保育計画，保育内容の具体的展開

(エ) 障がい児保育

(オ) 子どもの虐待対策

(カ) 安全に対する取組み

(キ) 給食・衛生管理

(ク) 地域との関わり・送迎時の対応・騒音対策等

(ケ) 職員採用計画等

(コ) 職員研修計画

### ウ 地域型保育事業の実施場所等

(ア) 施設整備計画等

### エ 財務状況・資金計画

(ア) 財務状況・資金計画

## ③事業者の選定方法

ア 待機児童解消に資する観点から，下記区分のとおり選定順を定め，選定順位が高い事業者から選定します。

選定順	定員区分
①	20人以上
②	15人以上～19人以下
③	6人以上15人以下
④	5人以下

イ 保育所等整備の必要性の観点から，公募対象地域ごとの優先度が高い地域から選定します。

ウ 同一選定順位・優先度の場合は，専門部会の採点結果が高かった事業者を選定します。

### (3) 結果の通知

選定結果については、文書で応募者全員に通知します。

### (4) 専門部会の過去の意見（主な意見の抜粋）

- 施設長においては、保育についての理解を深めること。
- 全体的な計画、年間指導計画等は保育所保育指針に基づき、一貫性のあるものとする。
- 保育施設等を運営している事業者においては、監査での指導事項等については、真摯に受け止め、改善を行うこと。特に、指導を受けた事項について繰り返し指導を受けないこと。
- 正規職員の割合については、最低基準上の必要保育士数の8割以上とすることが望まれる。
- 職員の研修について充実させること。
- 職員の処遇改善に取り組むこと。
- 虐待への対応方針等については、保育所保育指針に沿ったものとする。
- 給食について、献立の作成方法、喫食状況の確認方法等を明確にし、児童の発達に応じた計画とすること。

※申請する際には、上記に十分留意の上、計画をたててください。



## 16 認可までのスケジュール

	事業者	福岡市
令和元年6月 ～7月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡市との事前協議</li> <li>○応募書類の提出</li> </ul> </div>	※事前協議資料の締切 <u>令和元年7月23日(火)</u> 午後5時必着 ※応募書類の締切 <u>令和元年8月2日(金)</u> 午後5時必着(持参のみ)
	教育・保育施設等認可・確認専門部会(8月下旬開催予定)	
9月	○補助金申請手続	○事業者選定
12月 (予定)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">           開業に向けた準備            ・改修工事(必要な場合)            ・関係規程の整備            ・職員の確保            ・認可・確認申請手続き など         </div>	○補助決定
		運営管理等研修会
令和2年3月		教育・保育施設等認可・確認専門部会
		認可・確認
4月	○保育開始	

園児募集(予定)  
 10月下旬

## 17 失格事項等

下記に該当する場合、審査を行うことなく申請者を失格とします。また、審査結果通知後に下記に該当した場合又は該当していたことが判明した場合は、選定されていたとしてもその結果を取り消し、失格とします。

- (1) 専門部会の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- (2) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合
- (3) 応募書類の提出後、重要事項(事業所の場所、定員、保育短時間の時間帯、施設長予定者等(施設長については、施設開設後数年間は原則変更が認められません))を本市の承諾なく変更した場合※変更する場合は担当者との協議が必要です
- (4) 上記の他、本市が不適切と認めた場合

## 18 事業の提案、開始、実施にあたっての留意事項

地域型保育事業の運営にあたっては、事業者の責任において、近隣住民に対して十分に説明を行い、理解を得てください。

## 19 申請書の提出等について

(1) 事前協議書提出 (令和元年7月23日(火)午後5時まで(必着)に1部)

- ・地域型保育事業者選定申請書(様式6)
- ・全体的な計画
- ・年間指導計画
- ・平面図
- ・資金計画書(様式12)
- ・工事費, 設計費, 備品購入費等の概算見積書(中明細程度)

※申請を希望される場合は, 必ず事前協議にお越しく下さい。

※事前協議に来庁される場合は, 電話で事前にご予約をお願いいたします。

(2) 申請書提出

提出期限: 令和元年8月2日(金)午後5時までに(必着) 下記の提出書類を持参にて提

出してください。(正本1部, 副本15部)

### 【提出書類等一覧】

運営法人について	
1	地域型保育事業者選定申請書
2	法人の概要
3	履歴書(設置者)
4	地域型保育事業運営の希望理由
5	定款又は寄付行為
6	法人の登記事項証明書
7	直近の施設監査結果報告書(5年分)
8	教育・保育施設等事故報告書(直近1年分)
9	団体の概要がわかる資料
事業計画について	
10	履歴書(施設長)
11	地域型保育事業運営計画
12	全体的な計画
13	年間指導計画
14	保育に関する動画の概要資料
	上記DVD
15	その他マニュアル(任意提出)
地域型保育事業の実施場所等について	
16	位置図・周辺状況
17	施設概要調書
18	配置図, 平面図, 立面図
19	土地・建物に関する書類(現在事項全部証明書, 字図)
20	賃貸借契約書又は所有者の貸与確約書
21	建築基準法検査済証の写し
22	保育施設等の設置申請等に係る消防署協議書
23	耐震診断書又は耐震補強工事実施済を証する書類又は開園までに耐震補強工事を実施する計画書
24	連携施設に関する同意書
財務状況・資金計画について	
25	法人の決算関係書類(直近3年分)
26	資金計画書(借入がある場合は, 償還計画書を添付)
27	資金収支予算見込書
28	人件費内訳書
29	職員の勤務状況表
30	残高証明書等自己資金額を証明できる書類(3か月以内)
31	工事費, 設計費, 備品購入費等の概算見積書(中明細程度)

### 【書類提出にあたっての注意事項】

※本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがあります。

※提出する書類については、提出書類一覧（別途データあり）を鑑とし、提出欄に○を記入後、ご提出ください。

※提出書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4 版縦型・横書きで作成してください。（図面、位置図・周辺状況、全体的な計画、年間指導計画等のようにA4で見づらい資料についてはA3）

※資料については、極力、両面印刷としてください。

※位置図・周辺状況については、カラーで印刷してください。

※番号ごとにインデックスを付けた仕切紙を挟んでください。

※マニュアルを複数添付される場合は、インデックスを付けた仕切紙を挟んでください。

※複数施設について応募される場合は、1つのファイルにまとめた上で、施設毎に異なる資料（施設長の履歴書等）については、インデックス等でいずれの施設のものかわかるようにしてください。

※1部毎 **リングファイル** に綴り、表紙・背表紙に下記のとおり表示ください。

**地域型保育事業者選定申請書（法人名）**

※応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

※福岡市は、運営者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、応募書類等は返却しません。

※応募内容については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公開する場合があります。原則として全て公開の対象となりますが、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とする場合があります。

※応募内容については、原則変更を認めませんが、福岡市と協議の上変更していただく場合があります。

※応募締切までに応募者数が少ない場合は、その事実及び公募を継続する旨を、福岡市ホームページで公表することとします。

## 20 書類の提出先・問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市こども未来局事業企画課認可・整備係

電話 092-711-4114 FAX 092-733-5718

電子メール [jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp)